新　規　開　業　ロ　ー　ン

2022 年 11 月 1 日現在

商　品　名 （愛　称）	つるしん新規開業ローン

ご　利　用 いただける方	次の１～４のすべての要件に該当する方 １．新規開業の要件 新たに開業される方、または開業して税務申告を２期終えておられない方 ２．雇用創出、経済活性化、勤務経験または修得技能の要件（次のいずれかに該当する方） ①　雇用の創出を伴う事業を始められる方 ②　技術やサービス等に工夫を加え多様ニーズに対応する事業を始められる方 ③　現在お勤めの企業と同じ業種事業を始められる方で、次のいずれかに該当する方 イ．現在の企業に継続して６年以上お勤めの方 ロ．現在の企業と同じ業種に通算して６年以上お勤めの方 ④　大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して２年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始められる方 ⑤　既に開業されている場合は、開業前に（１）～（４）のいずれかに該当された方 ３．自己資金の要件 開業前または開業後で税務申告を終えていない場合は、開業資金の２分の１以上の自己資金を確認できる方 ４．原則、国民生活金融公庫との協調融資となります ５．当金庫の会員となれる方 ①　当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②　当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていただかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
お使いみち	開業時または開業後に必要となる事業資金
ご融資限度額	５００万円以内
ご利用期間	１．運転資金：５年以内（内元金据置６ヵ月以内） ２．設備資金：７年以内（内元金据置６ヵ月以内）
ご融資利率	変動金利（当金庫長期プライムレート＋１.0%）（随時見直し） お借り入れ後の利率は、基準利率（当金庫長期プライムレート）の変更都度、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。
ご返済方法	毎月元金均等返済
保証人・担保	１．保証人は、法人の場合原則代表者１名、個人の場合原則不要です。 ２．担保は原則として不要です。
必　要　書　類	１．開業計画書、見積書、決算書、試算表、商業登記簿謄本　等 ２．上記以外の書類をお願いする場合があります。
手　数　料　等	返済条件を変更する場合には、当金庫所定の手数料が必要です。
苦情処理措置	本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0770―22－9431）、苦情等は、営業店または総務部（9時～17時、電話：0770－22－9430）にお申し出ください。

敦賀信用金庫

新　規　開　業　ロ　ー　ン

2022 年 11 月 1 日現在

商　品　名 （愛　称）	つるしん新規開業ローン

紛争解決措置	福井弁護士会（電話：0776－23－5255）、金沢弁護士会（電話：076－221－0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03－3517－5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
そ　の　他	3．お申し込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 4．現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。

敦賀信用金庫